

## 火災予防上の命令を受けている防火対象物一覧表

令和2年10月7日12時00分現在

防火対象物 名称	所 在 地	命令を受けた者	命令を行った日	命 令 事 項
銀栄ビル	鶴岡市本町一丁目7番32号	株式会社東宏 代表取締役 長谷川 文康	令和2年9月14日	令和2年10月31日までに、消防法第8条第1項により作成した消防計画に基づき、消防用設備等の点検を実施すること。